

## 大阪市規則第90号

### 大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大阪市母子保健法施行細則（昭和41年大阪市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(養育医療の給付等の申請)</p> <p>第3条 法第20条第1項の規定による養育医療の給付（以下「養育医療の給付」という。）又は養育医療に要する費用の支給の申請をしようとする者は、<u>所定の様式による申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(費用の徴収等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 法第21条の4第1項の規定による徴収金（以下「徴収金」という。）の徴収を行う職員は、当該徴収を行う場合においては、<u>第1号様式</u>による徴収員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 徴収金の滞納処分のため財産の差押え又は財産の差押えのための調査、質問、検査若しくは搜索（以下「差押え等」という。）を行う職員は、差押え等を行う場合におい</p>	<p>(養育医療の給付等の申請)</p> <p>第3条 法第20条第1項の規定による養育医療の給付（以下「養育医療の給付」という。）又は養育医療に要する費用の支給の申請をしようとする者は、<u>第1号様式による養育医療給付申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(費用の徴収等)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 法第21条の4第1項の規定による徴収金（以下「徴収金」という。）の徴収を行う職員は、当該徴収を行う場合においては、<u>第2号様式</u>による徴収員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 徴収金の滞納処分のため財産の差押え又は財産の差押えのための調査、質問、検査若しくは搜索（以下「差押え等」という。）を行う職員は、差押え等を行う場合におい</p>

<p>ては、<u>第2号様式</u>による身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>[削る]</p> <p><u>第1号様式</u>（第4条関係）</p> <p>[様式 略]</p> <p>[備考 略]</p> <p><u>第2号様式</u>（第4条関係）</p> <p>[様式 略]</p> <p>[備考 略]</p>	<p>ては、<u>第3号様式</u>による身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p><u>第1号様式</u>（第3条関係）（A4）</p> <p>[様式 別紙 挿入]</p> <p><u>第2号様式</u>（第4条関係）</p> <p>[様式 同左]</p> <p>[備考 同左]</p> <p><u>第3号様式</u>（第4条関係）</p> <p>[様式 同左]</p> <p>[備考 同左]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市母子保健法施行細則第1号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市母子保健法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

負担者番号	2	3	2	7	6	0	2	5
受給者番号								

養育医療給付申請書			
本人	氏名	男女	年月日生
扶養義務者	氏名	本人との続柄	
	住所		
被保険者証等の記号及び番号		保険者等の名称	
希望する指定養育医療機関の名称及び所在地			
この券の有効期間		年 月 日から	年 月 日まで
<p>別紙関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">本人との続柄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪市長 様</p>			

注 太線内は記入しないでください。